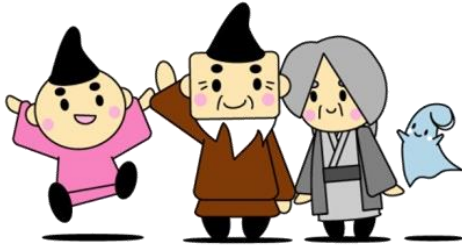


避難行動要支援者支援制度のお知らせ

～地域の絆でまちを守る～

避難行動要支援者 支援制度とは



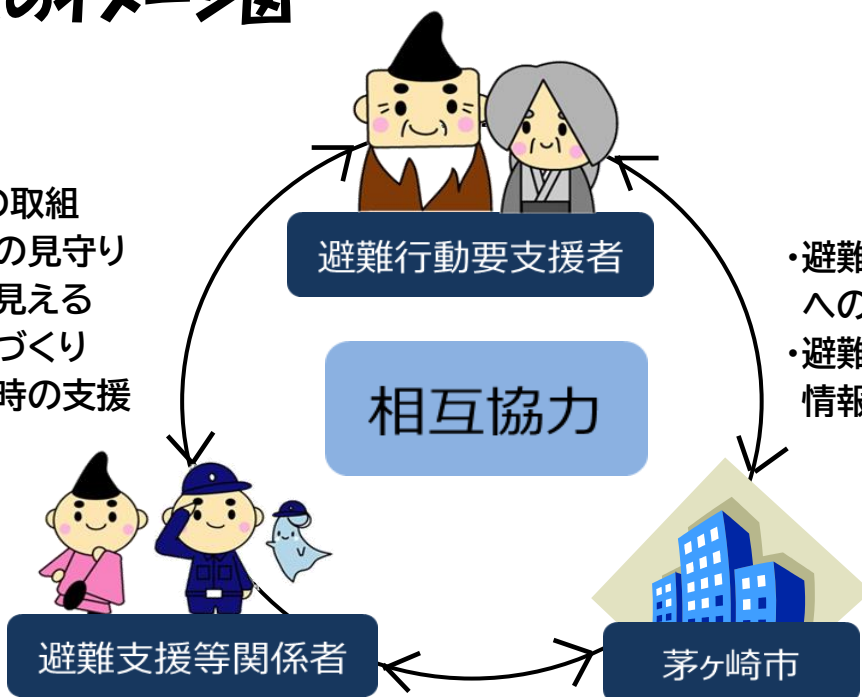
地域の共助によって、災害発生時等に自ら避難することが困難な方々(避難行動要支援者)に支援の手を差し伸べることで、「減災」につなげることを目的とした制度です。災害時に一人でも多くの命を救うためには、支援が必要な方の情報を、予め把握しておくことが重要です。そのため、市は避難行動要支援者の名簿を作成し、本人の同意を得て、災害時に避難支援等に携わる避難支援等関係者の皆様に、平常時から提供します。

避難行動要支援者支援制度について皆様にご理解いただき、普段から顔の見える関係を築き、減災につなげていきましょう。

制度のイメージ図

共助の取組

- ・日頃の見守り
- ・顔の見える関係づくり
- ・災害時の支援



- ・避難行動要支援者名簿への登載の通知
- ・避難支援等関係者への情報提供の同意

- ・避難行動要支援者名簿の配布
 - 〔 平常時:同意者のみ
 - 〔 災害発生時等:全対象者
- ・支援情報(救援ニーズ)の伝達
- ・公的支援の実施

災害発生時等には、市や防災機関等が様々な支援活動を行います。しかしながら、地震等の大規模災害時には、公的機関による活動にも限界があり、地域住民の助け合いが減災の大きな力になります。

避難行動要支援者支援制度は、いざという時のために、地域の共助の力を高めることを目的とした制度です。

このような主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。



1 避難行動要支援者名簿の対象者

- ① 身体障がい者のうち【上肢機能障害2級以上、下肢又は体幹機能障害3級以上、視覚又は聴覚障害6級以上】の方
- ② 知的障がい者のうち、障がいの程度が【A1(最重度)、A2(重度)】の方
- ③ 介護保険制度の認定が【要支援以上】の方
- ④ 「災害時要援護者支援制度(旧制度)」登録者のうち、本制度への登録を希望する方
- ⑤ 市長が特に必要と認めた場合
※長期の入院または施設に入所している方は対象となりません。

2 避難支援等関係者

- ① 消防機関 ② 警察 ③ 自治会
- ④ 自主防災組織 ⑤ 民生委員・児童委員 ⑥ 地域包括支援センター

災害発生時等に支援を必要とする方へ

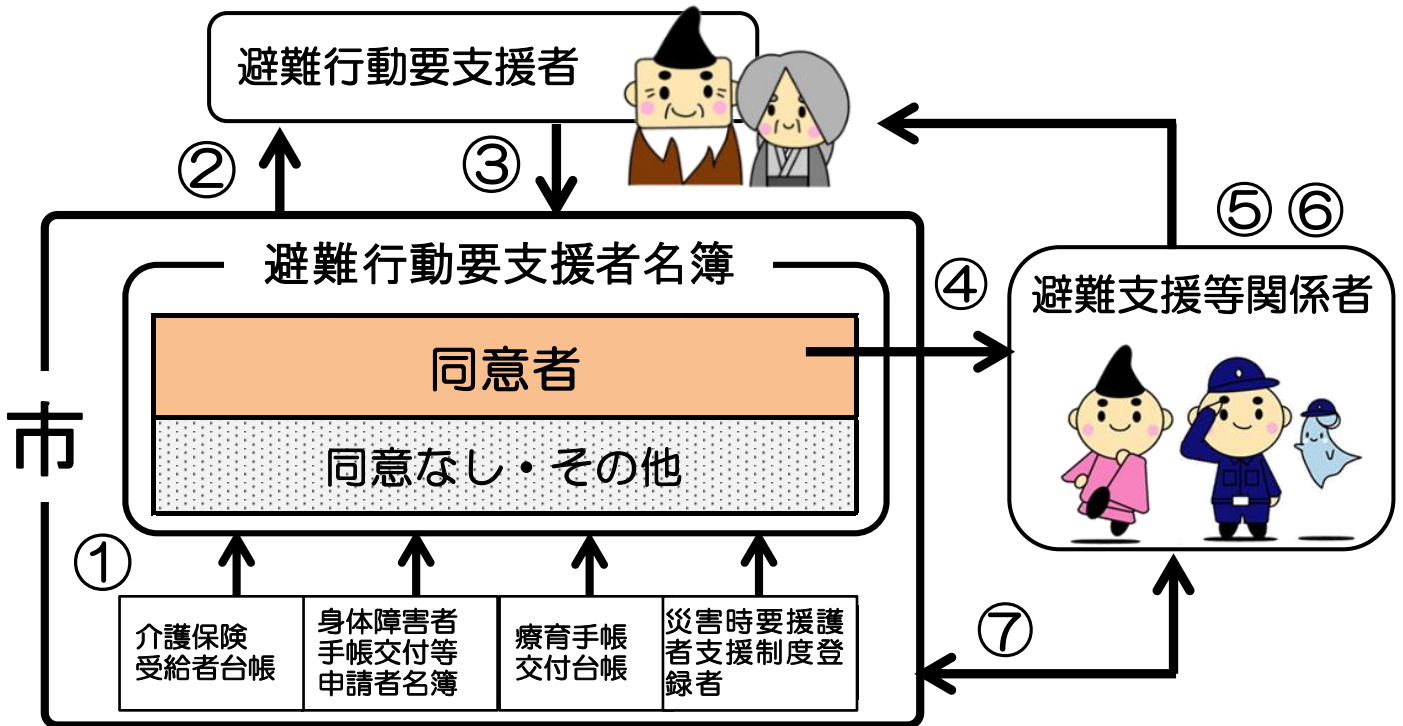
支援が必要な方も、「自分の身は自分で守る(自助)」という意識を持って、日頃からの準備をお願いします。

この制度は、地域での助け合い(共助)によって、災害時に一人でも多くの命を救うことを目的としています。名簿提供に同意いただいたあなたの情報は、災害が発生したときにあなたのために役立つものです。また、自治会に加入するなど、日頃からご近所の人など地域の皆さんと気軽に話しができる関係づくりを心がけましょう。



3 避難行動要支援者支援制度の流れ

※①～⑦の説明とあわせて
ご覧ください。



① 名簿作成

市は、避難行動要支援者となる方の情報を集約し、名簿を作成します。

② 同意の確認

市は、避難行動要支援者の方々に対して、避難支援等関係者への平常時からの名簿提供に同意いただけるかの確認を、随時郵送等で行います。

③ 同意確認書の提出

避難行動要支援者の方は、平常時からの情報提供への同意について、「避難行動要支援者同意確認書」に記載して市にご提出いただきます。

④ 同意者の名簿提供

市は、避難行動要支援者の方のうち、情報提供に同意された方の名簿情報を、平常時から避難支援等関係者に提供します。

⑤ 平常時の見守りなど

避難支援等関係者は、名簿を活用し、避難行動要支援者の方への声掛けや見守り活動等の実施により、地域の中での顔の見える関係づくりに努めます。

⑥ 災害発生時等の避難支援・安否確認等

避難支援等関係者は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、災害の種類に応じ、平常時からの取組をもとに、可能な範囲で避難支援や安否確認等の実施に努めます。

⑦ 支援情報(救援ニーズ)の伝達及び公的支援

避難支援等関係者は、支援情報(救援ニーズ)を市へ伝達し、市は、情報をもとに、関係機関と連携して公的支援を実施します。

よくある質問



Q 名簿にはどんな情報が掲載され、誰に提供されるのですか？

A 名簿に掲載される情報には、市で把握している「基本情報」と本人から聴取した「詳細情報」があります。

【基本情報】

- ・氏名 ・生年月日
- ・性別 ・住所
- ・介護認定区分
- ・障害等級

【詳細情報】

- ・血液型 ・電話番号その他の連絡先 ・緊急連絡先
- ・世帯の状況 ・日中の過ごし方 ・居住建物の構造
- ・居住場所 ・避難時に配慮が必要な事項
- ・階段の昇り降りに必要なもの ・心身の状況および配慮事項 等

A 名簿の提供先は平常時と災害時で異なります。

【平常時】

本人の同意を得ている場合は、避難支援等関係者に基本情報と詳細情報が提供され、災害時の避難支援や安否確認等を行うための避難支援体制(見守り活動や防災訓練など)に活用されます。

【災害時】

災害発生時または災害が発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者の生命や身体を守るために必要な限度で、基本情報(詳細情報を把握している場合にはこれを含む)を避難支援等関係者や協力の得られる団体、事業者などに提供する場合があります。この場合、本人の同意の有無に関わらず名簿が提供されます。

Q 同意すれば必ず助けてもらえますか？

A 平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供することに同意していただくことは、災害時に速やかな避難支援や安否確認を行うために必要です。しかし、災害時には避難支援等関係者も被災する可能性があり、必ず支援を受けることができるとは限りません。この制度は、地域のみなさんの協力によって成り立つものです。災害発生時、避難支援等関係者は、まずご自身やご家族の安全確保が最優先となることから、可能な範囲での支援となります。

Q 個人情報はどうのように取り扱われるのですか？

A 災害対策基本法に基づき、名簿の提供を受けた方は、避難行動支援に関する目的以外に名簿を使用することができません。また、市は名簿を提供する避難支援等関係者に対して、必要以上に複製しないこと、管理を徹底すること、提供時の記録や取扱者の引き継ぎの報告を行うこと等の適切なルールを定め必要な措置を講じます。

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 ☎0467-82-1111(代表)

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

地域での防災活動に関すること	障がい者への支援に関すること	高齢者への支援に関すること
防災対策課	障がい福祉課	高齢福祉課